平成２６年（フ）第６１号
大阪府泉大津市池浦町１丁目４番３号
債務者　小畑　　剛
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－６－302
債務者　新城　京子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
大阪府貝塚市橋本684番地１棟105号、前住所大阪府泉佐野市高松北１丁目２番13号南海マンション301
債務者　西出　健二
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福岡県大牟田市大字歴木161番地
債務者　有馬　総志
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４号
長崎県諫早市土師野尾町45－１、住民票上の住所長崎県諫早市土師野尾町47番地
債務者　横町　留美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
熊本市北区下硯川２丁目９番46号　エレガンス壱番館202、前住所熊本県宇土市古城町431番地１
債務者　山下　文香（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７０号
熊本県合志市栄2237番地１
債務者　白井かおり（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
香川県丸亀市柞原町793番地２　大津マンション303号
債務者　時岡　葉子（旧姓秋山・山本）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１８号
千葉県船橋市大穴南５丁目23番14号
債務者　上田志呂美
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番18棟202号
債務者　水間　秀樹
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
千葉市稲毛区稲毛３丁目８番43号　コーポ清水203号
債務者　川津　道子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
千葉市稲毛区稲毛３丁目８番43号　コーポ清水203号
債務者　川津　正利
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
千葉県船橋市海神４丁目14番９号　イアムス海神203号
債務者　中山　智広
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
千葉県市川市高谷２丁目１番25―204号　市川グリーンタウン矢野
債務者　田代　　満
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５号
千葉県船橋市中野木１丁目18番25―602号
債務者　安藤　利男
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５００２号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５―301号
債務者　和氣　泰徳
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―1005号
債務者　平野　隼人
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部